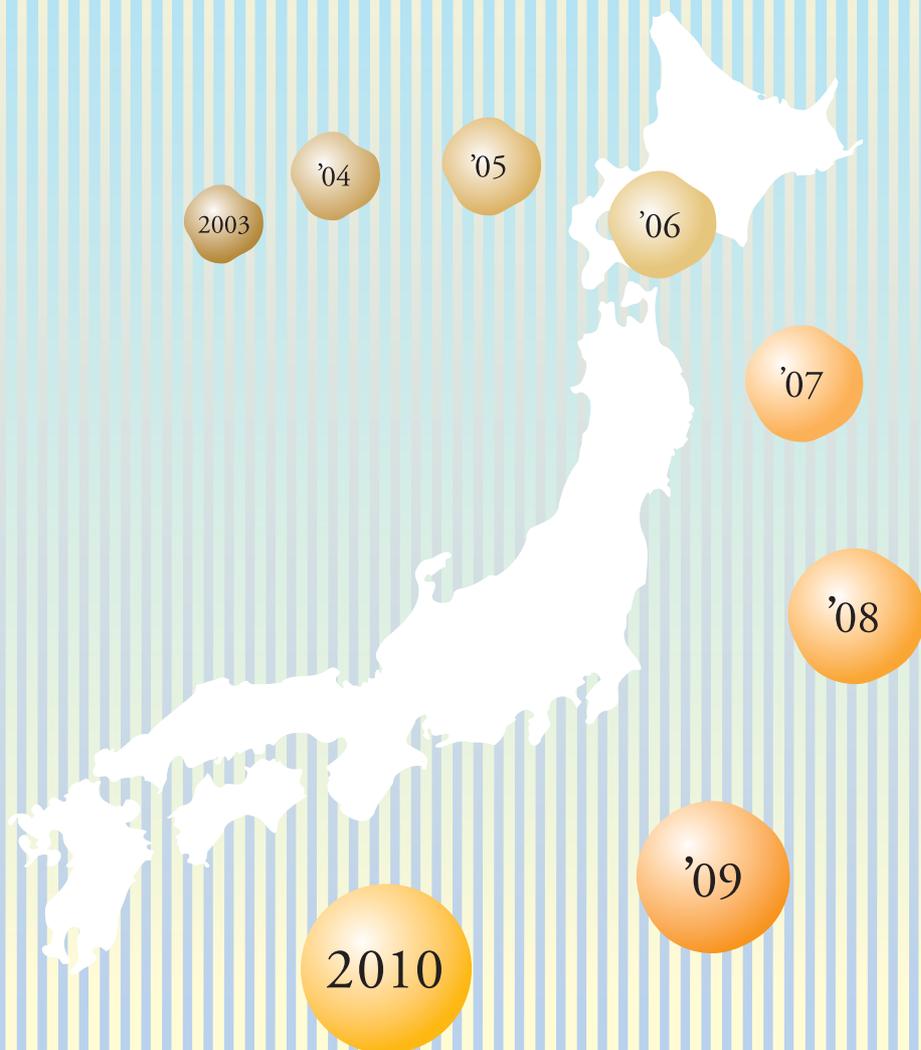




KEIZAI DOYUKAI

# 国民の信頼の回復と若者たちの 夢を支えるシステム改革を

——日本が目指すべき財政・税制のあり方——



社団法人 経済同友会 2003年2月

No.2002-15

## は じ め に

---

今の日本の国と地方を通じた財政赤字は、フロー(プライマリーバランス\*注記1赤字)約22兆円、ストック(長期債務残高)約700兆円と、いずれも先進国中最悪の状況にある。こうした数字は、既に自律回復不可能なレベルを示しており、現状を放置すれば、公共サービスの安定供給にも支障をきたしかねない。この先経済が回復しても、少子・高齢化による潜在成長率の低下も加わって、税の自然増収による財政赤字の解消を期待することは、極めて難しい見通しになってきた。

この財政状態がマクロ経済に与える影響を考えると、金利が上昇すれば、国債費負担の急増、銀行の不良資産の増加等を通じて、日本経済に大きなマイナスインパクトを与える。また、巨額の国債発行がマーケットから健全な投資資金を吸い上げることで、企業の国際競争力の低下、貿易黒字の縮小、為替の急落等を招き、ひいては日本経済に破綻と衰退をもたらす引き金ともなりかねない。

この先我々が目指すべきは、プライマリーバランスの均衡・黒字化による単年度収支の改善とともに、財政赤字の要因である国民の受益と負担の乖離を正し、国と地方を通じて「小さな政府」を実現することである。同時に、少子・高齢化、グローバル化に対応した持続可能な経済社会を確立するために、民間ができることは民間がやるという“官”から“民”への大きな流れを加速すべく、税制改革、規制撤廃・緩和を中心とした企業活性化に資する制度整備が欠かせない。

後世代により良い国を引き継いでいくためには、若者の信頼を失墜した公的年金制度、国から地方へのバラマキ型の予算システム、つぎはぎだらけで原理原則が失われた税制、時代を先取りできない特殊法人・特別会計など、財政・税制に関わる諸構造の改革を断行しなければならない。一時的な痛みは乗り越えて、若者が将来に夢を持てる新しい国づくりを目指すことが、後世代に対する我々の責務でもある。

---

注記1 プライマリーバランス プライマリーバランス均衡とは、利払費及び債務償還費を除いた歳出が税収等で賄われている状況(この場合、金利が名目経済成長率に等しければ、財政赤字対GDP比が発散していかない)。近年の我が国のプライマリーバランス赤字は大幅な赤字であり(財政赤字発散型)、2000年度のプライマリーバランス赤字は約22兆円となっている。

国と地方を合わせた財政収支(GDP)の国際比較  
(先進国中、群を抜いて最悪の状況)

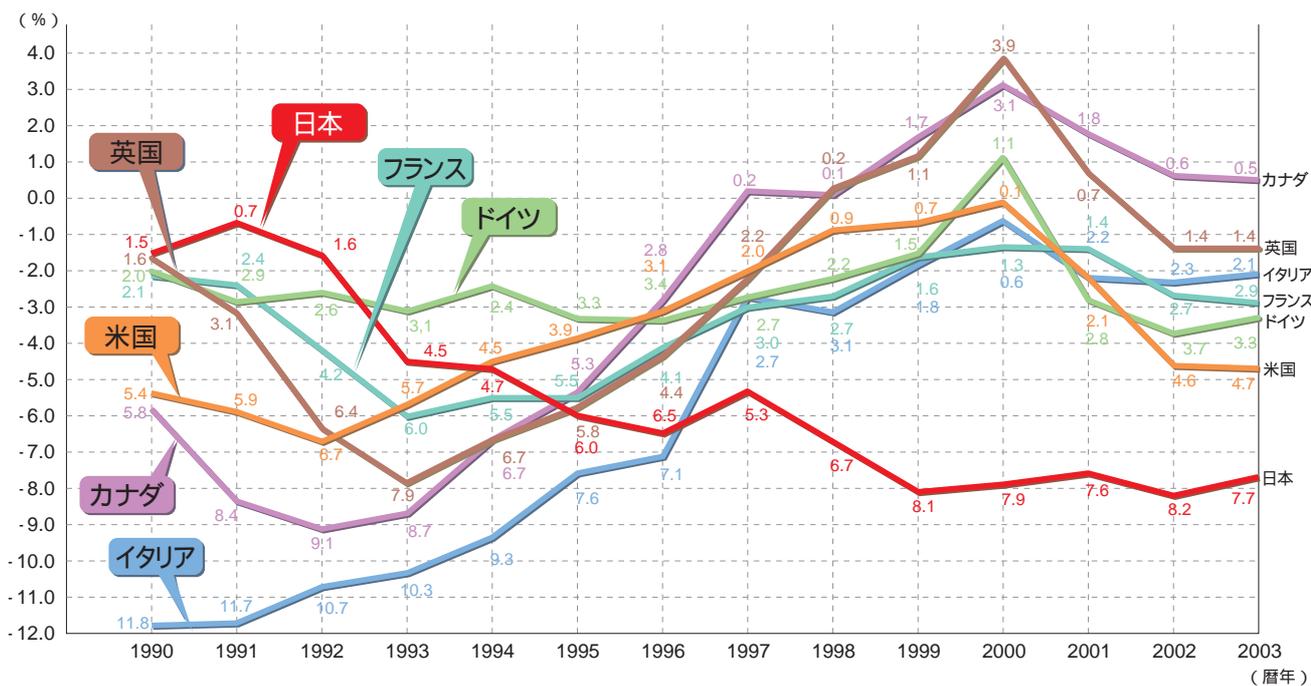
出所:平成15年度予算政府案

(GDP比:%)

暦年	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
日本	1.5	0.7	1.6	4.5	4.7	6.0	6.5	5.3	6.7	8.1	7.9	7.6	8.2	7.7
米国	5.4	5.9	6.7	5.7	4.5	3.9	3.1	2.0	0.9	0.7	0.1	2.1	4.6	4.7
英国	1.6	3.1	6.4	7.9	6.7	5.8	4.4	2.2	0.2	1.1	3.9	0.7	1.4	1.4
ドイツ	2.0	2.9	2.6	3.1	2.4	3.3	3.4	2.7	2.2	1.5	1.1	2.8	3.7	3.3
フランス	2.1	2.4	4.2	6.0	5.5	5.5	4.1	3.0	2.7	1.6	1.3	1.4	2.7	2.9
イタリア	11.8	11.7	10.7	10.3	9.3	7.6	7.1	2.7	3.1	1.8	0.6	2.2	2.3	2.1
カナダ	5.8	8.4	9.1	8.7	6.7	5.3	2.8	0.2	0.1	1.7	3.1	1.8	0.6	0.5

出典:OECD/エコノミック・アウトルック(72号(2002年12月))。計数はSNAベース、一般政府。ただし、修正積立方式の年金制度を有する日本及び米国は、実質的に将来の債務と考えられる社会保障基金を除いた値。仮にこれを含めれば、以下のとおり。

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
日本	1.9	1.8	0.8	2.4	2.8	4.2	4.9	3.7	5.5	7.1	7.4	7.2	7.9	7.7
米国	4.3	5.0	5.9	5.0	3.6	3.1	2.2	0.9	0.3	0.7	1.4	0.5	3.1	3.0



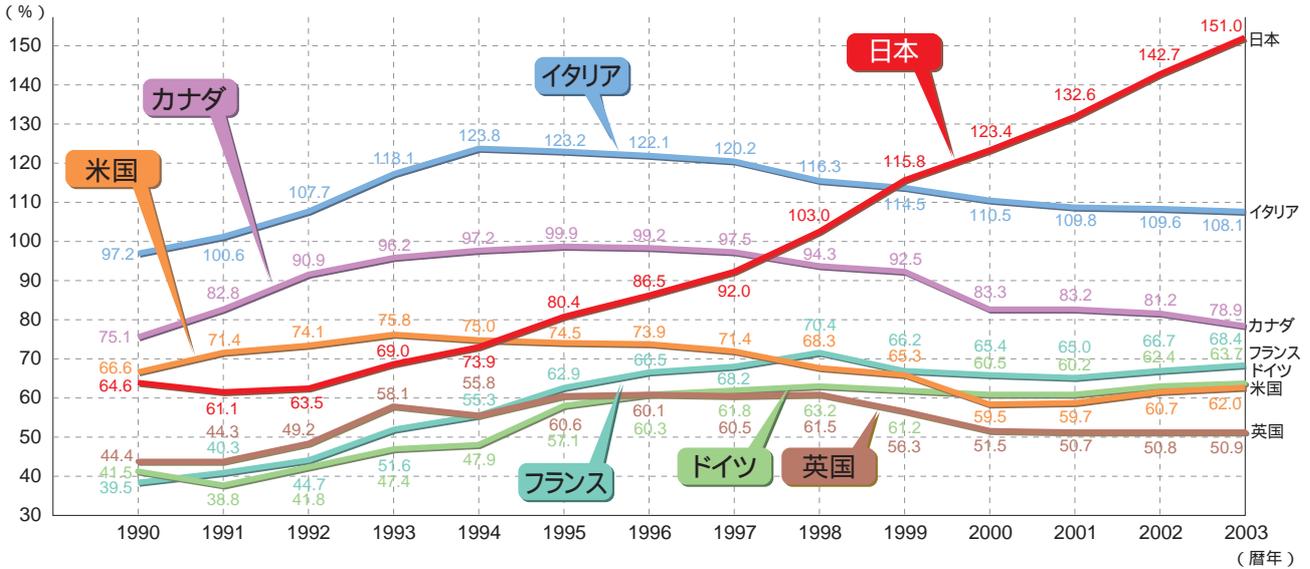
**国と地方を合わせた債務残高(GDP)の国際比較** 出所:平成15年度予算政府案  
 (先進国中、唯一、GDPをはるかに上回り、かつさらに悪化の一途を辿る政府の債務残高)

クロス

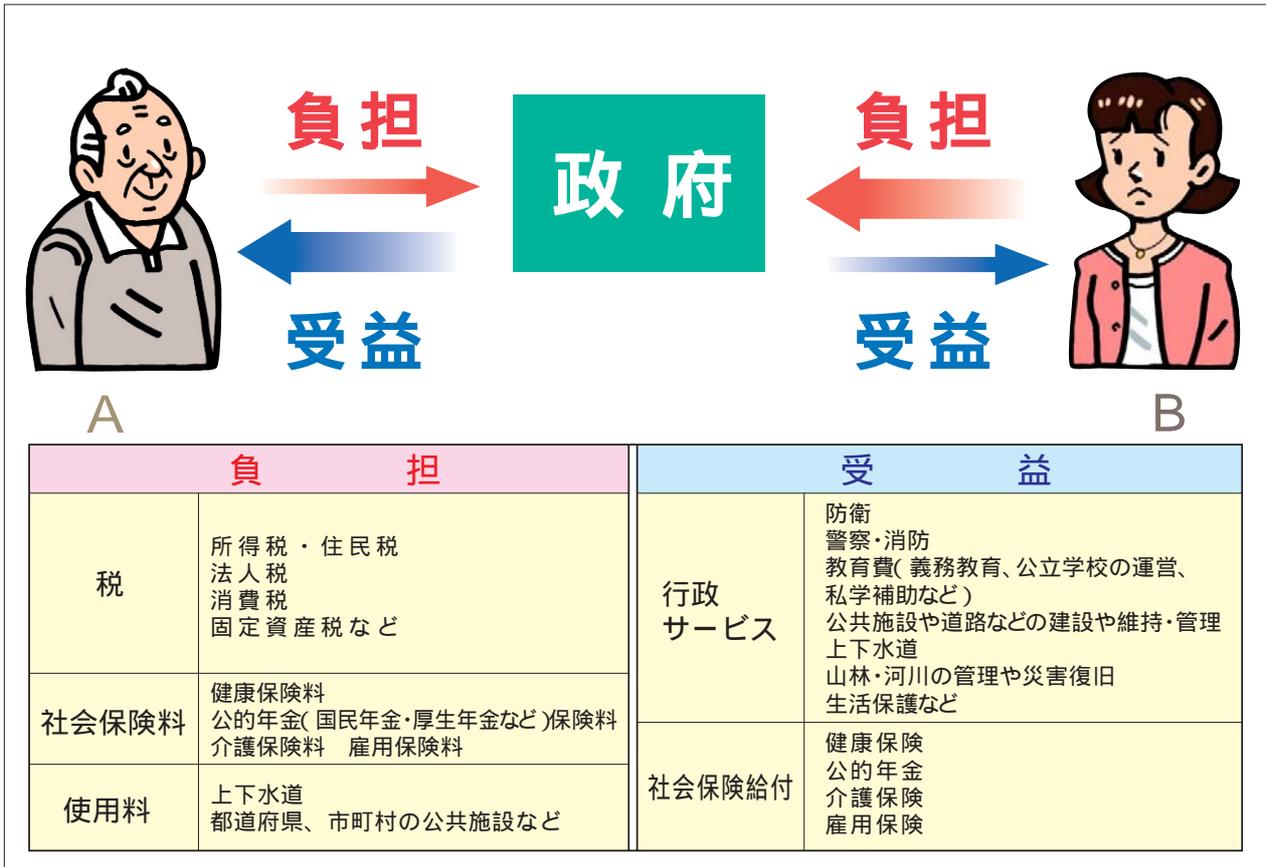
(GDP比:%)

暦年	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
日本	64.6	61.1	63.5	69.0	73.9	80.4	86.5	92.0	103.0	115.8	123.4	132.6	142.7	151.0
米国	66.6	71.4	74.1	75.8	75.0	74.5	73.9	71.4	68.3	65.3	59.5	59.7	60.7	62.0
英国	44.4	44.3	49.2	58.1	55.8	60.6	60.1	60.5	61.5	56.3	51.5	50.7	50.8	50.9
ドイツ	41.5	38.8	41.8	47.4	47.9	57.1	60.3	61.8	63.2	61.2	60.5	60.2	62.4	63.7
フランス	39.5	40.3	44.7	51.6	55.3	62.9	66.5	68.2	70.4	66.2	65.4	65.0	66.7	68.4
イタリア	97.2	100.6	107.7	118.1	123.8	123.2	122.1	120.2	116.3	114.5	110.5	109.8	109.6	108.1
カナダ	75.1	82.8	90.9	96.2	97.2	99.9	99.2	97.5	94.3	92.5	83.3	83.2	81.2	78.9

出典:OECD/エコノミック・アウトルック(72号(2002年12月))。計数はSNAベース、一般政府。

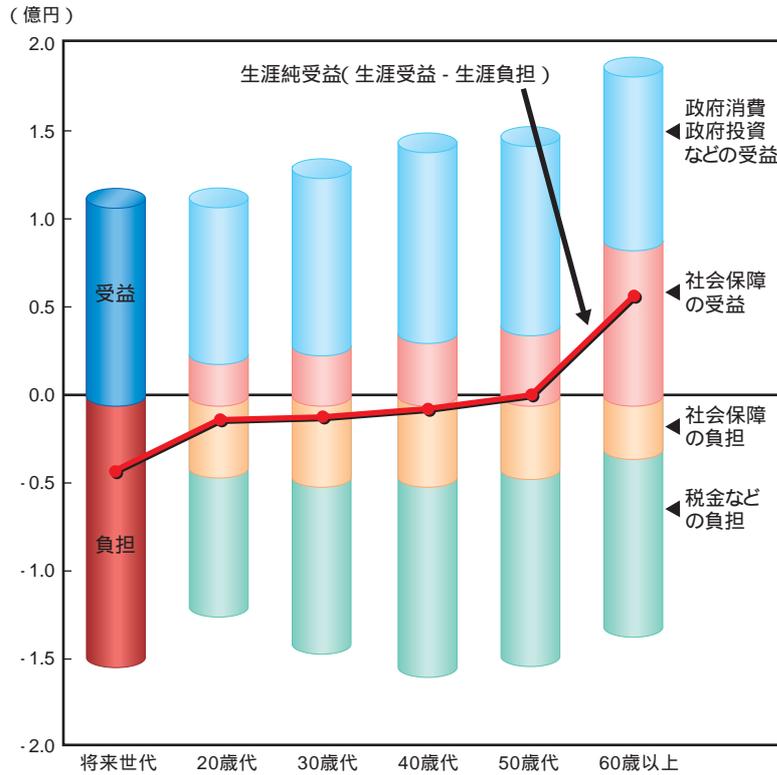


**受益と負担の乖離イメージ**



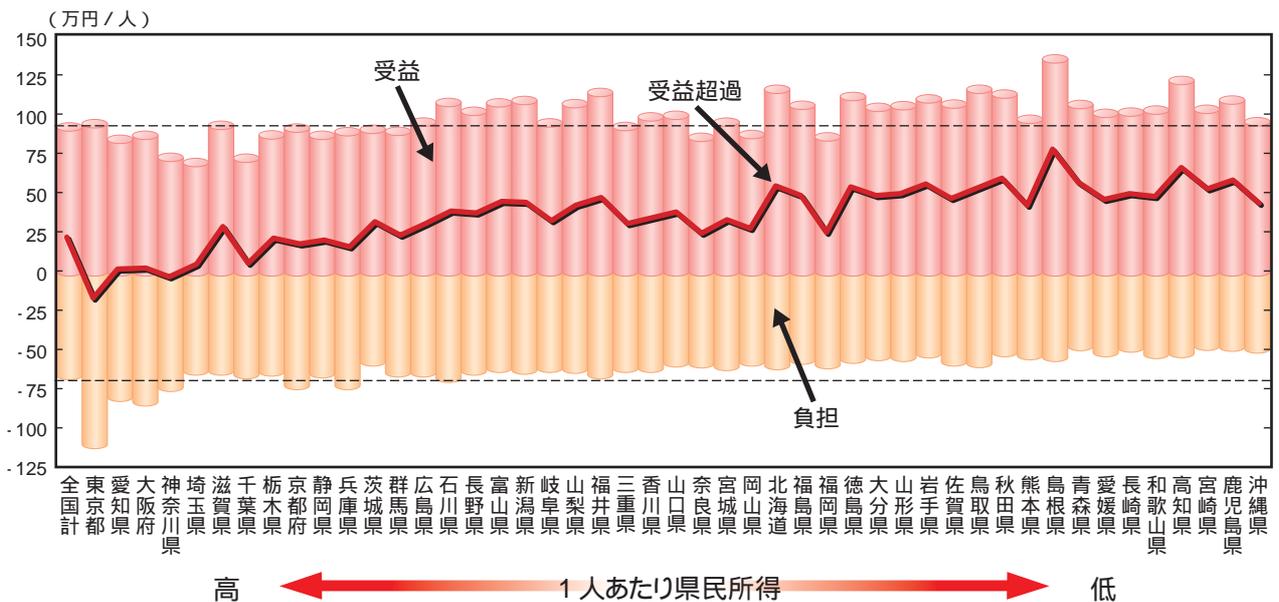
**世代別の生涯を通じた受益と負担の格差**  
 (高齢世代は、生涯を通じて大幅な受益超過)

出所:平成13年版 経済財政白書(内閣府編)



**都道府県別の受益と負担の格差**  
 (高所得の県ほど、受益超過が縮小)

出所:平成13年版 経済財政白書(内閣府編)



# 目次

はじめに	2
<b>第一章 我々が求める財政・税制の未来像</b>	<b>7</b>
1. 国民負担率30%(GDP比)の「小さな政府」へ	7
2. 企業・個人が、皆で「広く薄く」負担する社会に	7
3. 将来にわたって安心できるセーフティネットを完備した国家へ	8
4. 国の提供するナショナルミニマムをベースに、 地域のニーズに根ざした地域行政サービス中心の政府を	8
<b>第二章 改革の基本的な方向</b>	<b>9</b>
1. 歳出構造改革	9
(1)『社会保障・地方行財政・特殊法人・公共事業』の四本柱の改革を	9
(2)国民に分かりやすく徹底した情報開示と、 徹底した政策評価・監視体制の構築を	9
(3)行政のスリム化、効率化、透明性向上	10
2. 歳入構造改革 = 税制改革	10
(1)民間の経済活動を支える税制へ	10
(2)受益には応分の負担を求める税制を	10
(3)経済のグローバル化に適応した税制へ	10
<b>第三章 具体的な改革プラン</b>	<b>11</b>
1. 歳出構造改革	11
(1)公共事業改革	11
(2)特殊法人等の改革及び財投を中心とした特別会計改革	12
(3)急速な少子・高齢化に向け、持続可能な社会保障制度の確立を	14
(4)個性・活力・魅力あふれる地域の実現	16
(5)国民に対する徹底したディスクロージャーと日本版GAOの 設立による厳格な政策評価体制の確立	17
(6)受益と負担を分離させない法的・政治的な枠組みづくりを	17
2. 税制改革	18
(1)グローバルで公平な法人課税へ	18
(2)皆で公平に負担する個人所得課税へ	19
(3)消費税を皆が広く薄く負担する社会の基幹税へ	20
(4)その他	22
3. 改革の成果	23
おわりに	27
行財政委員会名簿	31

# 第一章

## 我々が求める財政・税制の未来像

財政構造改革が先送りされてきた背景には、巨額の財政赤字が累増し続けているにもかかわらず、これまでどおり行政サービスが維持されているために、危機意識が希薄になっていることがある。しかしながら、この累積赤字を支えている家計部門の貯蓄も、将来にわたって国内に留保され続けるとは限らない。また、金融商品としての国債が、正常なマーケットメカニズムの埒外で、歪んだ形で大量に消化・保有され、かつ、超低金利で為替が安定している。これらの特殊な条件が崩れた場合、国家財政の破綻という最悪の結末も想定される。我々は、こうした事態を回避するために、国民の自助努力と政府部門の効率化を図ることで、国民負担をなるべく抑えながら、向こう数十年にわたり活力を持続していくための財政・税制の未来像を提示する。

### 1. 国民負担率30%(GDP比)の「小さな政府」へ

我が国の国民負担率(租税負担率 + 社会保障負担率)は約30%と、表面上は先進国中で低位を保っている。しかしこれは、ナショナルミニマムを超える過剰な行政サービスや公的資本形成を維持するために拡大する、財政赤字(将来的な国民負担)の実態からみて持続不可能である。

我々は、2010年度には、巨額のプライマリーバランス赤字を解消してもなおかつ、国民負担率30%を持続できる「小さな政府」の実現を目指す。

### 2. 企業・個人が、皆で「広く薄く」負担する社会に

累次の恣意的・つぎはぎ的な制度改革が税の「公平性・中立性」を大きく蝕み、歪め、今や日本経済の活力を奪う最大の要因となってしまった。

今後、急速に少子・高齢化が進展し、経済社会全体の生産力が低下する中で、こうした税制の枠組みを改めない限り、経済の停滞が財政赤字を累増させる悪循環に拍車がかかることは明らかである。

今こそ、必要最低限の行政コストを、広く企業が、そして、国民すべての世代が、皆で「広く薄く」公平に負担を分かち合う仕組みをつくることが重要である。さらに、これまで税制に依存してきた政策的な資源再配分機能と所得再配分機能は、透明性と公正性を明確に担保する基準を設けた上で、歳出(受益)により実施するよう再構築する必要がある。

### 3. 将来にわたって安心できるセーフティネットを完備した国家へ

戦後の復興と国土の均衡ある発展を遂げた後の90年代以降も、公共事業費は、GDP比で先進諸国を遥かに凌駕する水準を維持し続けている。質的にも、既得権による縦割りの硬直化した財源配分により、経済効果の薄い公共事業が乱発されている。もはや、先進諸国中、日本のみが、経済効果の薄い公共事業をこれほどの規模で継続する合理的な理由は全くない。

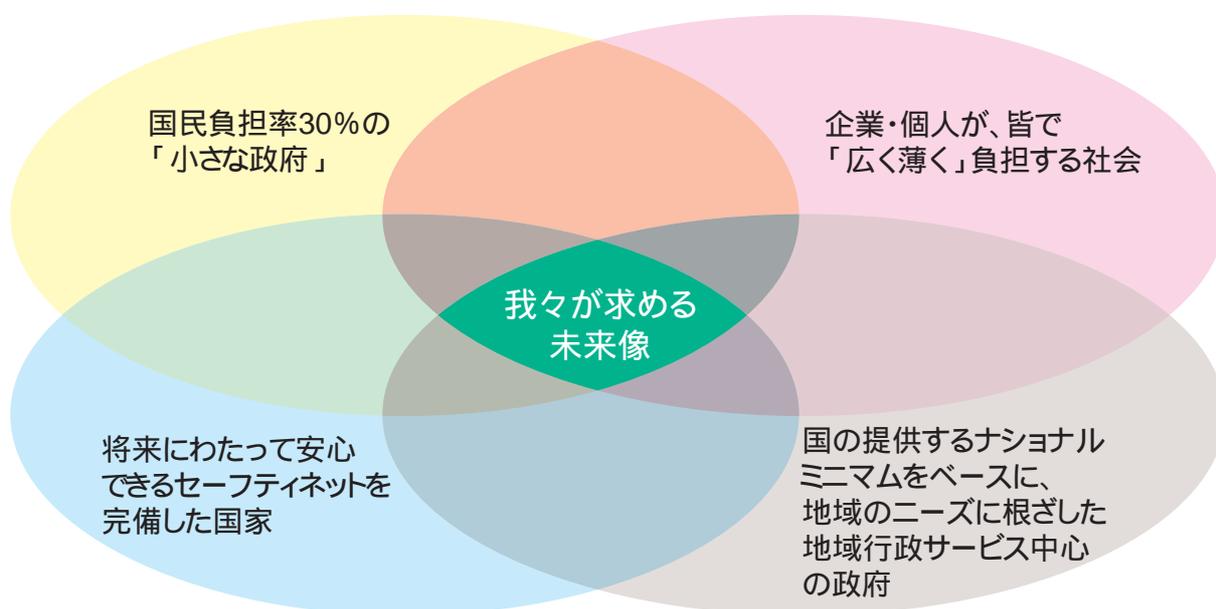
一方、年金、医療、介護等の相互扶助は、現行制度を維持すれば、近い将来、機能不全に陥ることは明らかであり、国民の将来不安が急速に増大しつつある。

今こそ、社会資本に経済社会の豊かさや発展を求める発想から脱却し、少子・高齢化社会に相応しく、持続可能な社会保障制度を体系的に整備することに軸足を移して、若者の信頼を取り戻し、国民に活力を提供できる国家を目指すべきである。

### 4. 国の提供するナショナルミニマムをベースに、 地域のニーズに根ざした地域行政サービス中心の政府を

国民の受益と負担の切り離しを生み出している最大の原因 = 中央集権的な財政のシステムを、構造面からは是正しなければならない。必要な公共サービスは、直接的な受益者である地域住民が決定、負担する地方分権型の政府を確立すべきである。

国の役割は、防衛、外交、経済援助等の国民全体が等しくその便益を受ける純粋公共財の提供、生活保護・年金等の相互扶助や所得再分配政策、マクロ経済政策等に極力限定し、生活基盤に関わる行政サービスは、基本的に、受益と負担の関係が明確に把握されやすく、かつ、地域住民の多様なニーズに応えられる地方自治体において行うべきである。



# 第二章 改革の基本的な方向

国債依存度が50%に迫りつつある極端な受益超過を大幅に削減するためには、改革の方向を骨太に示し、自己責任を基本に、真に必要な行政サービスを皆で考え、負担し、応分の利益を享受できる経済社会の実現について、国民の賛同を得ることが必要である。また、制度改革時に必ず生じる予期せぬ所得の再配分を極力避け、雇用等のセーフティネットの確立と両輪を進めることが不可欠となる。

## 1. 歳出構造改革

### (1) 『社会保障・地方行財政・特殊法人・公共事業』の四本柱の改革を

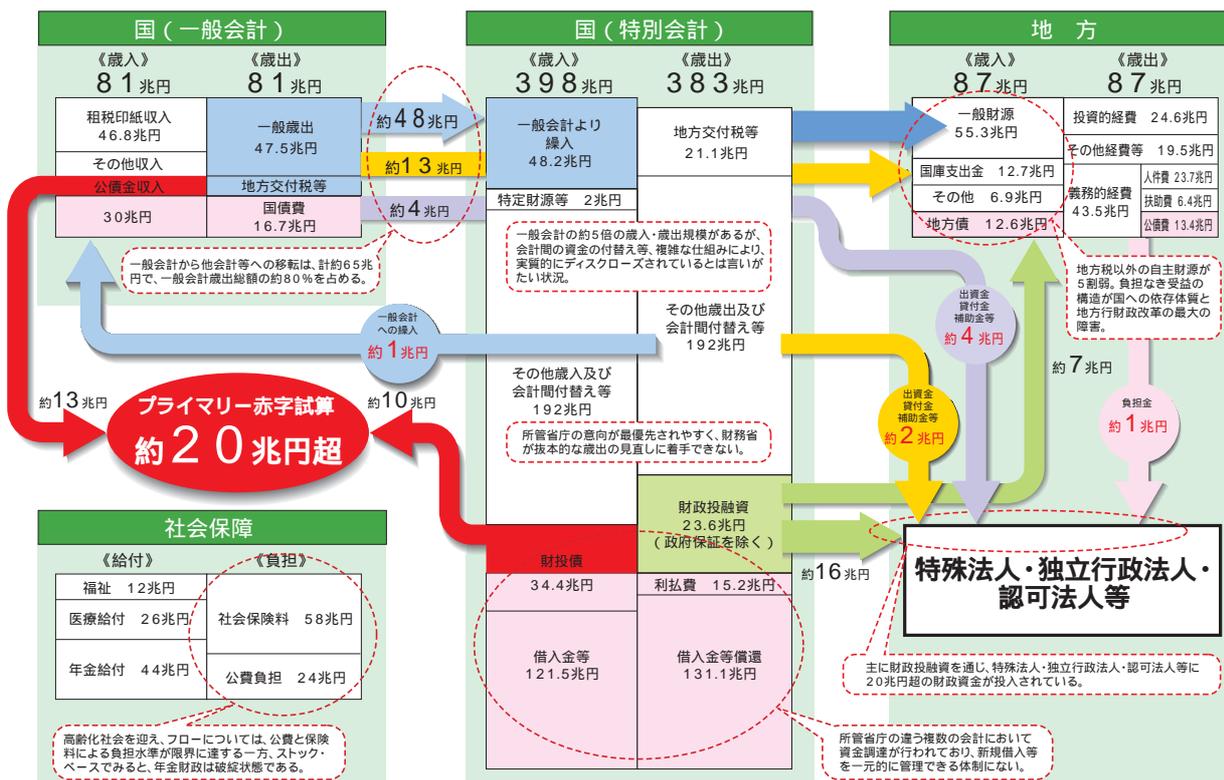
国の一般会計における歳出の大半は、特別会計を通じた、地方財政、特殊法人等(独立行政法人・認可法人等を含む、以下同じ)への財政移転、社会保障負担そして公共事業費である。これらが毎年20兆円以上に及ぶプライマリーバランス赤字の根源である。一般歳出のみにフォーカスせず、これら四本柱の一体改革を行うことが必須である。

### (2) 国民に分かりやすく徹底した情報開示と、徹底した政策評価・監視体制の構築を

財政構造改革の第一歩として、国民が政府全体の財政状態を連結ベースで容易に分析し、監視、牽制できる仕組みづくりが必要である。その上で、日本版GAO(米国

2002年度当初予算(国の一般会計・特別会計、地方財政、社会保障)

経済同友会事務局作成



参考 「財政関係資料集」参議院予算委員会調査室編 「平成14年度地方財政計画」総務省  
「構造改革と経済財政の中期展望について」2002年1月25日閣議決定 財政制度審議会資料

会計検査院、General Accounting Office)\*注記2を設立する等、徹底した政策評価・監視体制を確立し、その結果を政策に確実にフィードバックする仕組みをつくる必要がある。

### (3)行政のスリム化、効率化、透明性向上

行政肥大化の問題の本質は、国費を政策的な大義名分のもと消化し、事務処理を多く行うことが実績となる、公務員の仕事の仕組み自体にある。

この問題の解決には、貴重な税は真に必要な施策のみに活用するという原点に立ち返り、行政執行を民間同様の経済性、効率性、有効性そして有用性の観点から評価し改革する必要がある。

また、国民の財産である行政財産の有効活用と、不要財産の処分を徹底すべきである。税で業務を執行するからは、民間以上に高い透明性や効率性が求められるのが当然であろう。

## 2. 歳入構造改革 = 税制改革

### (1)民間の経済活動を支える税制へ

必要不可欠かつ最小限の行政サービスを効率的に提供する「小さな政府」により、経済活動における官の介入を最小限にし、民主体の経済社会を実現すべきである。そのためには、国民・企業が広く薄く負担し、さまざまな経済活動に中立で資源配分を歪めない税制を確立する必要がある。

### (2)受益には応分の負担を求める税制を

水平的公平性の維持が困難な直接税から間接税へ重点を移し(直間比率の是正)かつ、受益と負担の関係がより近く・明確な、地方税中心の負担にシフトする(国から地方への税源移譲)。ITを活用し、徴税・納税コストの削減により、簡単明瞭で低コストの申告納税を導入する。これらにより、分かりやすく公平感を損ねない簡素な税制を確立し、受益には必ず応分の負担を伴うフェアな経済社会の実現を目指す。

### (3)経済のグローバル化に適応した税制へ

生産拠点や資本がグローバルかつダイナミックに動く世界経済において、これらが国内から逃避するような税制は、企業の生産力低下と産業の空洞化ひいては日本経済全体の衰退をもたらす。税制の国際的なイコール・フットイングにより、日本が世界で最も魅力ある生産・サービス拠点、そして投資したい国となることを目指す。

注記2 米国会計検査院(GAO) 米国連邦議会に所属する、政策プログラム評価機関。戦前は、日本の会計検査院同様、会計検査を主な業務としていたが、現在、同業務は監察総監(Inspector-general)が行っている。GAOは、専ら議会各委員会等からの要請を受け、政策プログラム評価を直接手がける。日本では、同様の政策評価機関として行政評価局があるが、同局は、GAOとは違い、各省庁の政策評価書に基づき間接的に政策評価を行う。

# 第三章 具体的な改革プラン

我々は、集中改革期間と位置付ける2010年度までの国(一般会計・特別会計)と地方財政のネットの収支から、国民負担率及びプライマリーバランス等を導出するシミュレーションを行い、財政構造改革の時間軸を持った処方箋を提示する。その際、経済成長率の見通しについては、急激な少子化の進展から、労働力人口の減少が避けられない等の理由により、2006年度から2010年度にかけて1%で推移するものとした。<sup>\*注記3</sup> 世界第二位の経済規模を有する一流国として日本の財政状態を見たときに、EU諸国が通貨統合に際してマーストリヒト条約で合意した、政府債務残高GDP比60%以内という財政基準を重く受け止める必要がある。

## 1. 歳出構造改革

我々のシミュレーションの結果、歳出全体の規模(GDP比)を現状のまま放置した場合、長期債務残高は1,000兆円を遥かに超え発散し、国家財政破綻の危険性が極めて高くなる。歳出削減努力がいわゆる制度予算の壁に阻まれ、歳出全体が増加の一途を辿る中で、時の政権が、2004年度予算より直ちに既得権全体にメスを入れ、政治生命を賭けて歳出構造全体を見直すべきである。

裁量的支出を中心に歳出全体の年率3%(GDP比)の削減

公共事業の50%(GDP比)削減

地方における8兆円の歳出削減

3兆円の国庫補助金の削減

を断行しなければ、2010年度のプライマリーバランス均衡は困難である。我々は、徹底した歳出構造改革の具体的なプランを以下に提言する。

### (1) 公共事業改革

現状の公共事業は、便益が少なくかつ維持コストのかかる「負の遺産」を後世代に大量に残し続けていると言っても過言ではない。これを抜本的に改革し、国民のニーズに真にマッチした質の高いインフラ整備を集中的に行うことで、経済成長に寄与する基盤を確立すべきである。

その場合でも、国と地方を合わせて30兆円を超える今の事業規模は過大であり、既得権に基づく硬直化した配分シェアを打破し、それを削減できるかどうか、ここに、財政構造改革の成否がかかっている。

注記3 GDP成長率がシミュレーションに与える影響 シミュレーションでは、主な歳入・歳出項目の年次の伸び率をGDP成長率と同率としている。したがって、GDP成長率の想定の変更は、シミュレーション結果に対してほぼ中立的である。

2010年度までに公共事業を50%( GDP比 )削減し、欧米と同程度の量的水準とする。将来世代への資産を構成する公共事業については、一般の政策以上に受益と負担の関係を明確にする。国家プロジェクトは必要最小限に止め、原則的に、公共事業は、財源の調達も含めて地方に移管する。

**社会資本整備の国際比較** 出所：財政制度等審議会資料

(日本の社会資本の整備水準は、戦後ほぼ一貫して高い投資水準を維持してきたことにより着実に上昇し、分野によっては、欧米諸国に比肩し得る状況となっている。)

分野	指標	日本	諸外国			
			アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
道路	国土面積当たりの 高速道路延長 km/千km <sup>2</sup>	( '00 ) 20.8	( '97 ) 9.5	( '98 ) 13.5	( '98 ) 31.9	( '98 ) 18.7
	道路舗装率 %	( '99 ) (一般国道)全体 98.9 76.0	( '97 ) (全体) 58.8	( '98 ) (全体) 100.0	( '96 ) (全体) 99.1	( '98 ) (全体) 100.0
港湾	中枢湾岸の大水深 ( - 14m以上)比率 %	( '99 ) 36	諸外国の平均水準 ( '93 ) 43	ヨーロッパ ( '93 ) 54	北米西海岸 ( '93 ) 39	アジア ( '93 ) 35
空港	人口当たり空港数 ( 空港数/人口( 百万人 ) )	( '00 ) 0.76	( '00 ) 2.81	( '00 ) 1.02	( '00 ) 0.49	( '00 ) 1.55
	国土面積当たり空港数 ( 空港数/面積( 千km <sup>2</sup> ) )	( '00 ) 0.25	( '00 ) 0.08	( '00 ) 0.25	( '00 ) 0.11	( '00 ) 0.16
下水道	汚水処理施設整備率 %	( '99 ) 69	( '92 ) 71	( '95 ) 97	( '95 ) 92	( '94 ) 81
住宅	1人当たり床面積 m <sup>2</sup>	( '98 ) 32.8	( '93 ) 60	( '91 ) 38	( '93 ) 38	( '92 ) 37
	1戸当たり平均床面積 m <sup>2</sup>	( '98 ) 92.4	( '93 ) 151	( '91 ) 92	( '93 ) 93	( '92 ) 95

**公共投資の経済効果** 出所：財政制度等審議会資料

(社会資本ストック形成が進んだ現在、公共投資の経済効果は次第に低下してきている。)

	モデル公表時期	推計期間	公共投資乗数		
			1年目	2年目	3年目
世界経済モデル第1次版	1981年4月	67年度～77年度	1.27	2.25	2.72
短期日本経済モデル	1998年10月	85年～97年	1.31	1.65	1.97

(注)公共投資乗数 =  $\frac{\text{公共投資がGDPに与える効果}}{\text{公共投資額}}$   
旧経済企画庁試算

(2)特殊法人等の改革及び財投を中心とした特別会計改革

特殊法人等の改革は、特別会計と一体の改革が必要であるが、その際には、巨額の清算コストの負担も認識しなければならない。

【まずディスクロージャーの徹底を】

特殊法人等については、行政コスト計算書の開示に加え、監査法人による外部監査を徹底し、開示情報の質の改善や信頼性の向上を図る。

公会計制度そのものが未整備の特別会計については、発生主義、連結・時価会計に基づく公会計制度を早期に確立し、特別会計の収支・財政状態を分かりやすくかつ徹底的に国民に開示する。

特に、財政投融資については、投下資本の残高管理のみでなく、ディスカウント・キャッシュフロー( DCF )法により、将来にわたる収益・便益を厳格に算定し、財投機関等の永続価値を開示する。

【 国民へのアカウンタビリティの徹底と監視の強化を 】

特殊法人等は、財投機関債の発行体として、あるいは将来の民営化・上場を見据え、IR活動を徹底することにより、国民に対する、業績・財政状態に関する説明責任を果たす。特殊法人等の会計、特別会計の改革においては、世論による抽象的な監視、あるいは所管省庁( = 身内 )による監視だけでは、明らかに不十分かつ時代錯誤であり、「改革」のためのより強力な監視機関の設立が必要である。

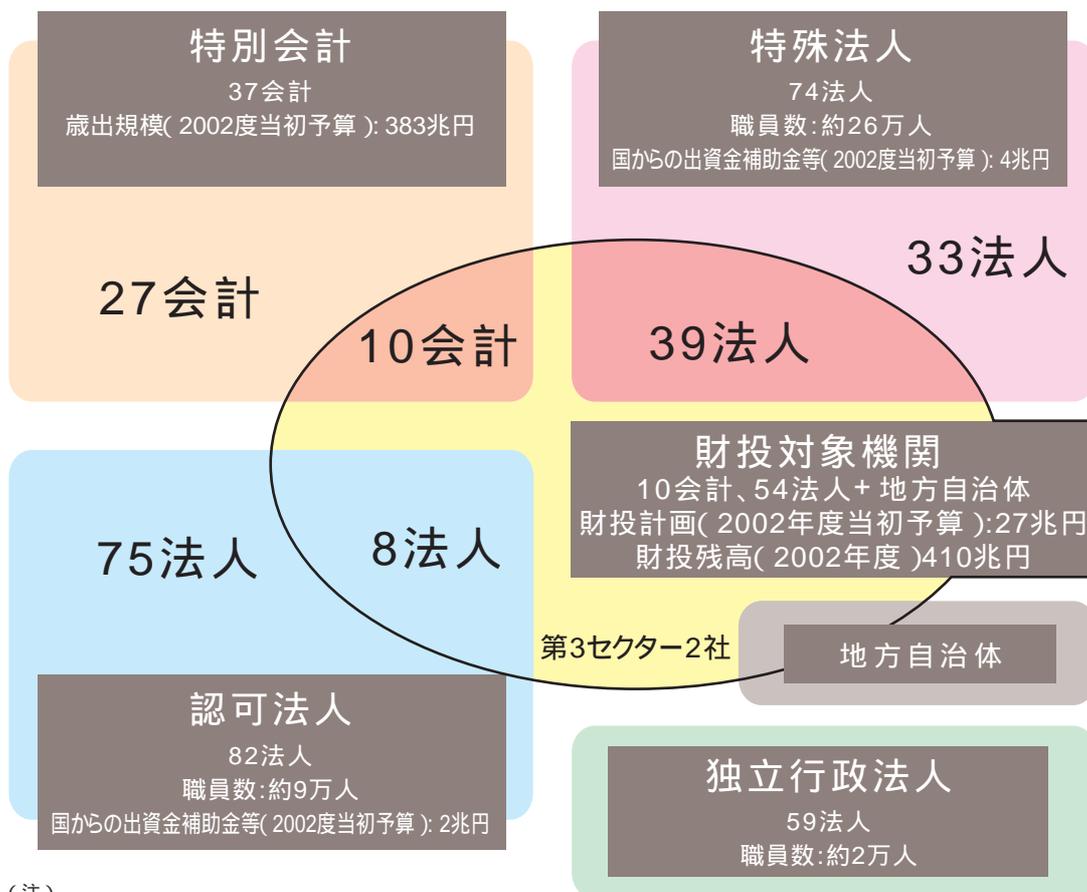
【 政府債務の一元的・戦略的な管理の仕組みを 】

一般会計以外の政府債務( 財投債、特別会計における借入、地方債 )については、所管省庁、自治体の既得権を排し、一元的・戦略的に管理・統制する仕組みをつくる。

【 特殊法人等を巡る公的資金の流れを透明に 】

郵貯改革に伴う、郵貯・年金等からの巨額の財政投融资資金預託金の調達替えは、現行計画の財投債( 財政融資特別会計からの又借り )ではなく、特殊法人等が国の保証なしにマーケットから直接資金を調達する体制( 財投機関債等 )を早期に確立する。

特別会計・特殊法人・独立行政法人・認可法人・財投対象機関の数 経済同友会事務局作成



(注)  
 特殊法人: 法人数・職員数は2002年1月1日現在。  
 独立行政法人: 法人数は2002年7月1日現在、職員数は2002年1月1日現在。  
 認可法人: 法人数は2001年1月1日現在、職員数は1998年11月1日現在。  
 財投対象機関: 法人数は2001年3月末時点で残高のある会計及び法人。財投計画及び残高は政府保証を含む。  
 独立行政法人に対しては、国から運営費交付金・施設補助金が交付される。

参考 総務省、内閣官房行政改革推進事務局資料

個別特殊法人等の廃止・民営化と並行し、特別会計を半分程度に整理合理化し、特別会計における新規借入及び、各会計からの特殊法人等に対する出資金・補助金を2010年度までにゼロとする。

なお、真に必要な政策に関する財政措置については、一般財源から支出し、予算統制・開示の透明性を確保する。

### (3)急速な少子・高齢化に向け、持続可能な社会保障制度の確立を

急速に進展する少子・高齢化社会においては、世代間の負担と給付の不平等を解消し、全国民で支え合い、確実かつ公平な受益を担保できる社会保障制度を確立する必要がある。特に、実質的に破綻状態にある公的年金制度改革については、社会保障改革委員会提言(2002年12月)の実施を求める。

#### 【 公的年金制度改革 】

基礎年金を税方式化し、原則ひとり一律70,000円/月の新基礎年金を支給する。厚生年金の報酬比例部分は私的年金へ移行する。

厚生年金加入者に対し、既払保険料に基づいて払い戻しを行う。

厚生年金受給者の急激な給付減を緩和するために、既裁定額と新基礎年金との差額を勘案して、終身特例手当(ひとり上限60,000円/月)を支給する。

保険料払い戻し及び終身特例手当に要する財源(約110兆円)は、国債新規発行(5兆円/年)により調達する。

#### 【 医療・介護保険制度改革 】

65歳以上の高齢者については、介護保険を統合した高齢者医療介護保険制度を創設する。

集中的な情報投資を行い、医療情報の開示・蓄積を徹底することにより、医療の標準化と、保険者・患者による医療監視・評価の仕組みを確立する。

株式会社参入・広報にかかる規制の撤廃、第三者評価機関の設置により、医療機関の競争促進、経営力強化を図る。

#### 【 社会保障のインフラ整備 】

以上の改革のためには、社会保障番号制度、社会保障個人勘定の導入による制度への信認確立が必須となる。

	 現役世代(旧・加入者)	 高齢世代:65歳以上(受給者)
1. 基礎年金 (1) 給付と負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金目的消費税を負担</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金目的消費税を負担</li> <li>基礎年金を受給                              受給月額、7万円                              財源規模は、22.1兆円                              (= 24.1兆円 - 2.0兆円)                              年金目的消費税率は、9%                              (現行の消費税5%は算入していない)</li> </ul>
(2) 積立金の扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金積立金10兆円は新基礎年金の給付原資に充当する                              (例えば、2010年度から5年間にわたり年間2兆円ずつを充当)</li> </ul>	
2. 厚生年金保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的年金保険料の負担は無し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金の給付は無くなるが、別途、激変緩和措置を講ずる</li> </ul>
(1) 清算基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金保険加入歴のある者に既払保険料を基準に払戻す                              ただし、改革時に生存している者に限る</li> </ul>	
(2) 払戻保険料	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人と事業主の負担分は、「個人分を個人に、事業主分も個人に」払戻す</li> <li>払戻保険料は、既払保険料全額から、死亡した者による払込保険料、受給者の既受給額、基礎年金部分相当額を控除した額とする払戻保険料の原資は、積立金170兆円と国債発行によって賄う                              換算の利率 既払保険料 (払戻保険料) - (積立金) = (不足額)                              厚生年金積立金運用利回 540兆円 280兆円 - 170兆円 = 110兆円</li> <li> <math display="block">\left( \begin{array}{l} \cdot \text{期間は厚生年金保険創設時より} \\ \cdot \text{1999年時点の現在時価} \\ \cdot \text{個人と事業主の負担の合計額} \end{array} \right)</math> </li> <li>払戻不足額は、国債を発行して対応</li> <li>払戻不足額の国債発行は、改革時から必要に応じて発行(不足額110兆円に対して、例えば毎年5兆円で22年間)</li> </ul>	
(3) 払戻開始時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>若年層は、改革時(2010年)から</li> <li>一定年齢以上の者は、新基礎年金の受給開始年齢到来時(65歳)から</li> </ul>	
(4) 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数年をかけて毎年一定額を払戻す                              払戻保険料に達した段階で払戻しを完了する</li> </ul>	
3. 激変緩和措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>激変緩和措置として"終身特例手当"を支払う                              終身特例手当は、改革実施に伴う経過措置と位置付ける                              支払対象者は、改革時点の全受給者(60歳以上の者)                              支払月額は、以下の算式により決定し終身にわたり支払う                              (上限6万円)  <math display="block">\text{同手当} = ((\text{厚生年金既裁定額}) - (\text{新基礎年金7万円})) \times 0.5</math>                              新基礎年金(一律7万円)と終身特例手当(上限6万円)の合計                              例1:単身世帯(本人が第2号被保険者) 月額上限13万円                              例2:夫婦世帯(夫が2号、妻が3号) 月額上限20万円                              例3:夫婦世帯(夫が2号、妻も2号) 月額上限26万円</li> <li>支払要件として、所得調査や資産調査は行わない                              支払財源は、改革時点の受給者に対する                              厚生年金払戻保険料を充当する</li> <li>払戻保険料総額280兆円の内訳:                              加入者に払戻すべき保険料 240兆円                              受給者に払戻すべき保険料 40兆円</li> </ul>	
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業は厚生年金保険料相当額を継続負担                              従業員が加入する私的年金へ直接拠出する</li> <li>個人は私的年金等で自助努力で老後に備える                              そのための支援策として現行制度等を改革する</li> <li>税制面 厚生年金保険料相当額について                             <ul style="list-style-type: none"> <li>個人負担分の所得控除の継続</li> <li>事業主負担分の損金算入の継続</li> </ul> </li> <li>特別法人税の廃止</li> <li>制度面 確定拠出年金を中心とした制度改革                             <ul style="list-style-type: none"> <li>加入対象者の拡大、拠出限度額の大幅引き上げ</li> <li>個人拠出の導入、中途引出要件の緩和など</li> </ul> </li> </ul>	

#### (4)個性・活力・魅力あふれる地域の実現

全国経済同友会地方行財政改革推進会議提言(2002年10月)の実施を求める。

#### 【「四位一体」の改革を】

改革開始時に、13兆円の税源移譲を行うと同時に、同額の地方交付税の削減を行う。

税源移譲と同時に、新財政調整制度を導入する。

国庫補助金(3兆円)を削減する。

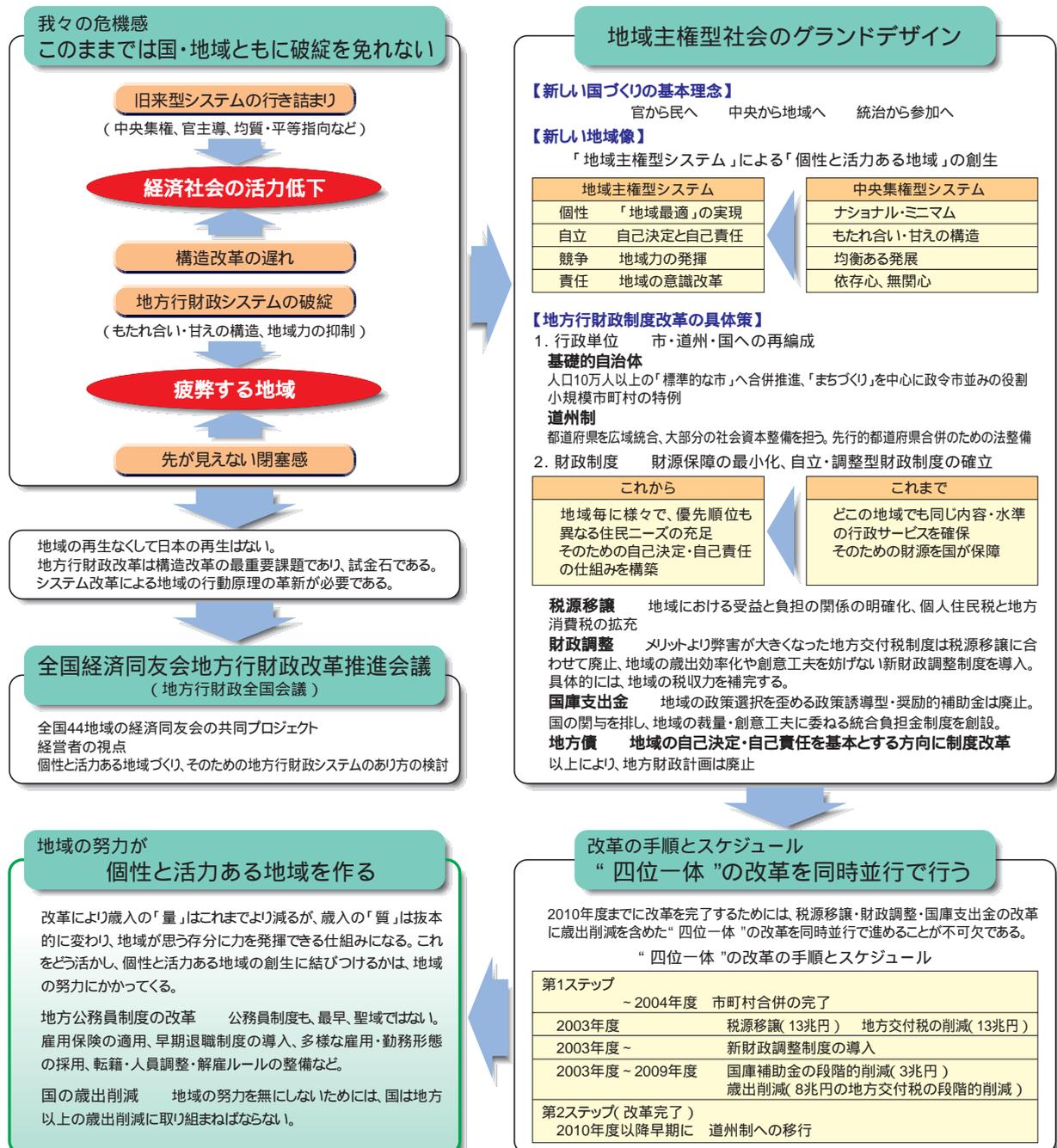
税源移譲後に残る地方交付税(8兆円)を、段階的に削減する。

#### 【道州制への移行】

2009年度までに改革を完了し、その後できるだけ早期に道州制に移行する。

#### 地域主権確立への行財政改革

出所：2002年10月全国経済同友会地方行財政改革推進会議提言

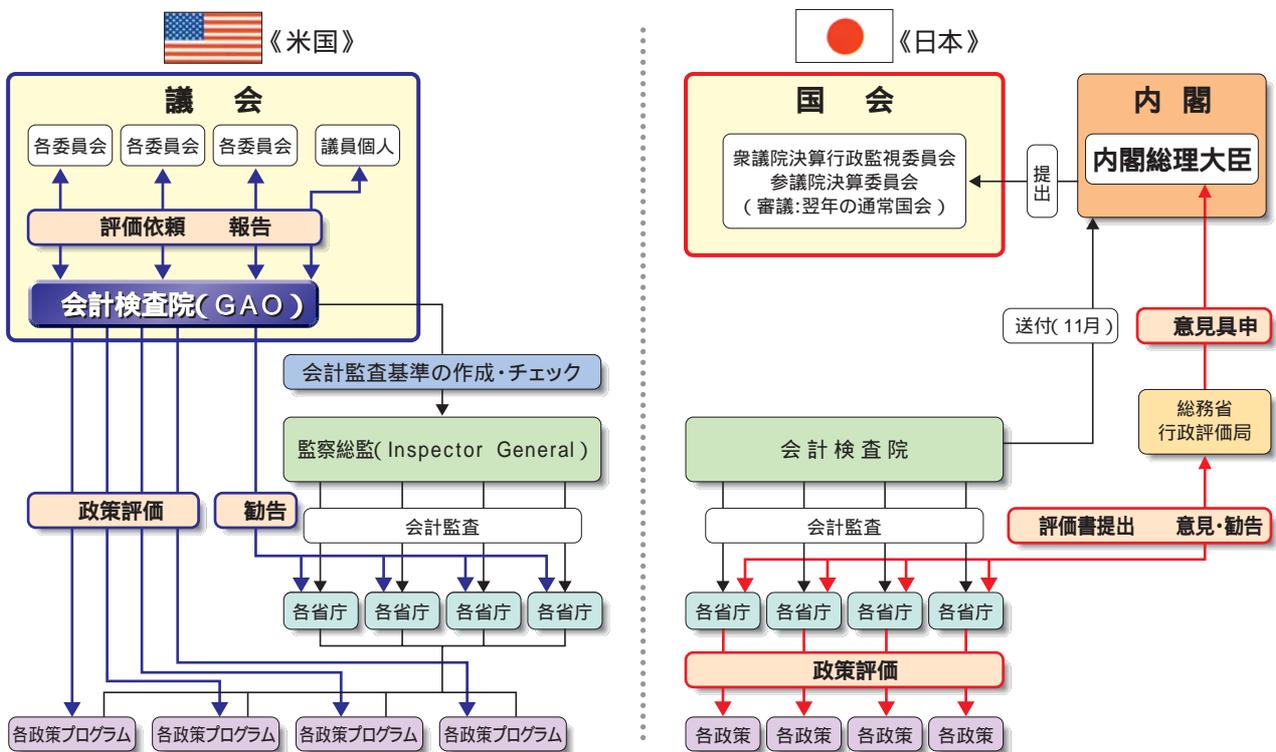


(5)国民に対する徹底したディスクロージャーと日本版GAOの設立による厳格な政策評価体制の確立

国(一般会計+特別会計)・地方財政について、現行のキャッシュフロー情報の開示とともに、企業会計に準じた発生主義、連結・時価会計に基づく財務諸表を作成・開示する体制を早急に確立する。

中央省庁においては、行政需要に応じて機動的・弾力的に組織改編・スリム化ができる仕組みを導入する。その上で、米国会計検査院(GAO)のように、立法府との直結、行政府からの独立、そして、次期の政策決定への大きな影響力を有する、事後的かつ厳格な政策評価機関を設立し、政策のPlan-Do-Check-Action体制を確立する。

日本と米国の政策評価体制の違い 経済同友会事務局作成



(注) ~ は政策評価の手続きの順  
 [参考文献] GAOホームページ  
 『政策過程におけるプログラム評価』日本公共政策年報1998(秋吉 貴雄)/『Japan Research Review 1997年6月号』(日本総研)

(6)受益と負担を分離させない法的・政治的な枠組みづくりを

欧米諸国において、財政再建の成功に大きく寄与したとして評価されている、「歳出キャップ(上限)制」\*注記4、「pay-as-you-go(財源なくして増額措置なし)原則」\*注記5等に基づき、財政規律を回復・堅持するための法的な拘束の枠組みを確立する。

英国における諸構造改革で大きな効果をあげた、「政権政策(マニフェスト)」\*注記6を導入することにより、利益誘導型の政治を排除し、税制・財政のあり方について、政権政党が、既得権を極力排し、国全体として調和のとれた政策を国民に確約し、実現できる制度を確立する。

## 2. 税制改革

急速に進展する少子・高齢化社会において、国民負担率を抑えながら経済社会の活力を維持するためには、直間比率を是正し、現役世代のみでなく、広く薄く国民全員で支える間接税中心の税体系を確立する必要がある。

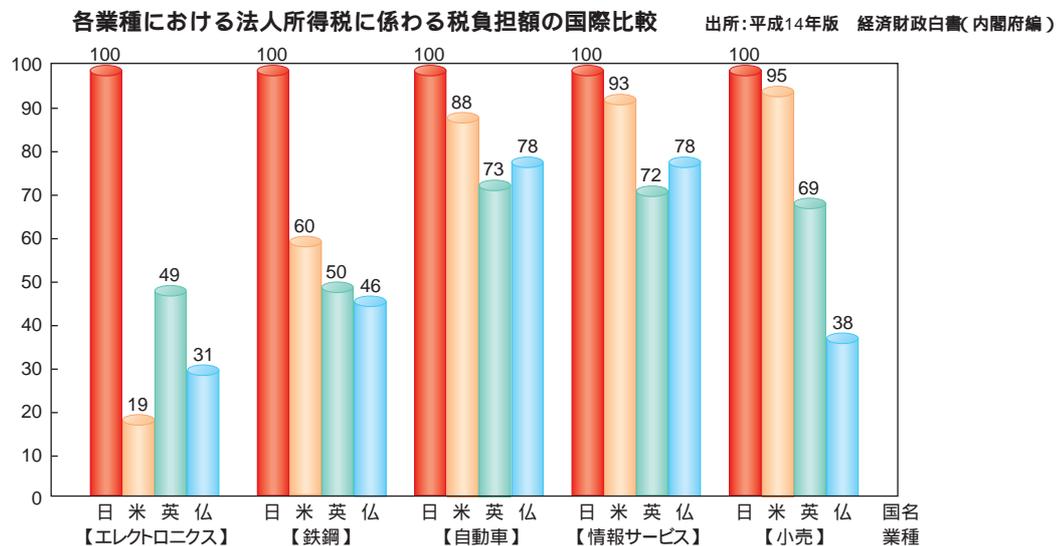
### (1) グローバルで公平な法人課税へ

#### 【税制の国際的なイコール・フットイングを】

早期に法人税率を5%引き下げる。その後は国際的な引き下げ動向に対して柔軟に対応する。

租税特別措置はすべて白紙に戻し、真に必要な措置のみを改めて講じることを通じて、課税ベースを拡大する。

減価償却、欠損金の繰越し・繰戻し、連結納税等の諸制度を国際的に整合させる。



(備考)

1. 内閣府 政策分析レポートNo.13(2002)に基づく。
2. 売上高上位5社の財務諸表等を単純平均することにより作成されたモデル企業が、仮にアメリカ、イギリス、フランスで同様の事業活動を行った場合の適用等について一定の仮定を置くなど、いくつかの前提を置いた上で試算。なお、モデル企業のため、海外進出・研究開発・グループ展開の面で業界平均からい離が生じる点に留意する必要あり。
3. 当該試算においては、減価償却・各種引当金等一時的な税額支払の先送り(一時差異)による影響は除かれている。
4. 各国での税額を計算するに当たっては、その国内のどこで事業を行うかにより地方税の負担が変化し得る。今回の試算では、以下の場所に立地するものと仮定。アメリカ：製造業はカリフォルニア州とテネシー州(各種税額控除制度あり)非製造業はカリフォルニア州とニューヨーク州 / イギリス：ロンドン / フランス：パリ
5. 法人所得税に係る税負担率=(法人税額+法人住民税額+法人事業税額)/(課税所得)であり、法人実効税率と異なる。したがって、法人所得税に係る税負担率は、「実効税率(我が国の場合には40.87%)」ではなく、表面税率(我が国の場合には44.79%)ベースで比べたものである。
6. 参考として、各国の法人所得税の実効税率は、日本:40.87%、アメリカ:40.75%(カリフォルニア州の場合)、イギリス:30%、フランス:34.3%である。

#### 【赤字法人課税の適正化へ】

緊急措置として、法人住民税の均等割を倍増する。最終的には、地方消費税を拡充し税源移譲を図る。

注記4 歳出キャップ制 米国で、1990年に制定された「包括財政調整法(OBRA)」において、2002年の財政赤字ゼロを実現するために課した財政運営の原則。具体的には、裁量的支出の総額に上限を設けることであり、同法により1995年までの多年度の上限額を拘束した。

注記5 Pay-as-you-go原則 同じく、同法により課した財政運営の原則。具体的には、制度改正により義務的支出を増加させる場合、または、減税を行う場合には、その歳出増・税収減を賄う増税または歳出削減を伴うことを拘束した。

注記6 政権政策(マニフェスト) 英国では、選挙時に各政党が、政党の公約を体系的・網羅的に政権政策集として公表する。個々の所属議員の選挙活動、選挙民に対する公約もマニフェストに拘束され、これに相反する利益誘導的な公約等を制約できる。選挙期間中は、一般書店でも購入できる。詳細は、政治委員会提言(2002年10月)を参照。

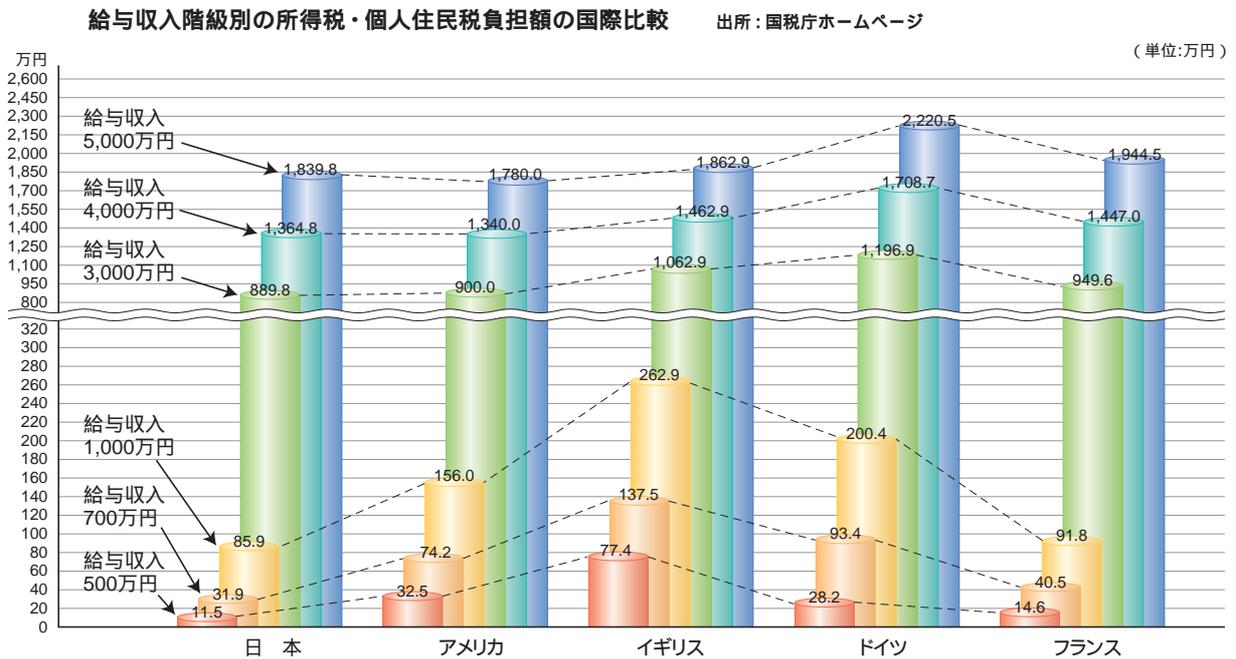
## (2) 皆で公平に負担する個人所得課税へ

### 【 広く薄く、皆で負担を 】

累進税率構造のフラット化、ブラケット\*注記7の拡大により、税負担を引き下げる。  
諸控除の縮減により課税ベースを拡大する。

### 【 公平性と行政監視のインフラを 】

納税者番号制度を導入し、所得の捕捉の公平性に対する国民の信認を獲得する。  
国民の納税者意識を高め、財政に対する民主的監視を強めるため、源泉徴収制度を廃止し、ITを活用した簡素で手間のかからない申告納税を実現する。



(注)

- 夫 婦 子 2 人 (日本は子のうち1人が特定扶養親族に該当し、1人を16歳未満とし、アメリカは子のうち1人を17歳未満、ドイツは子のうち1人を16歳未満) のサラリーマンの場合である。
- 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。
- 邦貨換算は次のレートによる。1ドル = 130円、1ポンド = 187円、1ユーロ = 115円 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成13年12月から平成14年5月までの実勢相場の平均値)。

### 課税最低限の内訳及び算出方法

出所：国税庁ホームページ



給与収入 3,842千円

(注) 夫 婦 子 2 人 の 場 合 (子 の うち 1 人 は 特 定 扶 養 親 族 に 該 当 )

$$X - (X \times 0.2 + 540,000) - X \times 0.1 - 2,150,000 = 0$$

給与収入
給与所得控除
社会保険料控除
基礎控除  
配偶者控除  
配偶者特別控除  
扶養控除

これを解くと X 3,842千円

注記7 ブラケット 所得税等の累進税率構造の税において、各税率の適用となる課税所得金額の範囲を言う。  
(例) 所得税における、最低税率10%のブラケット: 0万円 ~ 330万円

### (3)消費税を皆が広く薄く負担する社会の基幹税へ

#### 【 制度への信認獲得 】

消費税を社会保障・地方財政を支える基幹税として拡充するためには、インボイス制度の導入、免税点・簡易課税制度の廃止が大前提である。

消費税(付加価値税)特例措置の国際比較 出所：国税庁ホームページ

	日本	イギリス	ドイツ	フランス
免税点	前々課税期間の売上高 3,000万円以下	当月以後1年間の課税売上見込額 991万円	当暦年の売上高 575万円以下	当暦年の売上高 350万円以下
	1,000万円以下 (2004年度より)	当月直前1年間の課税売上高 1,028万円	前暦年の売上高 191万円以下	前暦年の売上高 310万円以下
簡易課税	前々課税期間の売上高 2億円以下	1年間の総売上見込額 2,337万円	前暦年の売上高 706万円以下	なし
	5,000万円以下 (2004年度より)	1年間の課税売上見込額 1,870万円		

インボイス方式とは

事業者は、売上中の消費税から仕入に含まれる消費税を控除し(仕入税額控除)、差額を消費者から預かった消費税として納付する。この仕入税額を算出する方式として、インボイス方式と帳簿方式がある。インボイス方式は、EU諸国を中心に採用されている方式で、仕入先から、仕入に含まれる消費税額を明記した「インボイス(送り状)」を受取り、その記載金額を名寄せすることにより仕入税額を算出する方式で、仕入税額の確実な算出が可能となる。一方、日本が採用する帳簿方式は、事業者の帳簿に基づき仕入税額を算出する方式である。邦貨換算は次のレート(基準外国為替相場：平成13年12月から平成14年5月までの実勢相場の平均値)による。1ユーロ=115円、1ポンド=187円

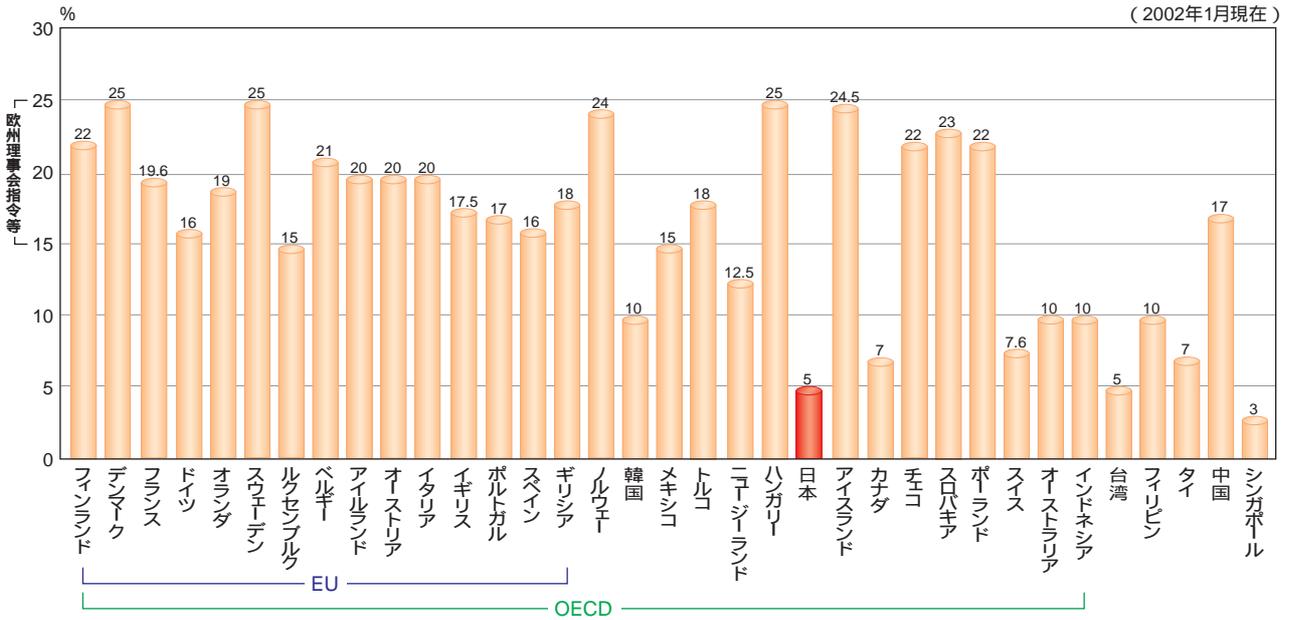
#### 【 財政構造改革と消費税率 】

我々の提案する年金制度改革により、現役世代の負担が大幅に軽減される。2010年度から基礎年金部分を年金目的税化することで、保険料がゼロとなり消費税9%相当に置き換わる。最終的に、高齢化がピークを迎える2020年度以降の年金目的税率は12%となる。

また、地方行財政改革における地方への税源移譲により、現行の所得税等の国税が減税となると同時に地方消費税4%相当に置き換わり、現行の1%と合わせて、地方消費税率は5%となる。

その際、複数税率導入等による逆進性対策が検討課題となる。

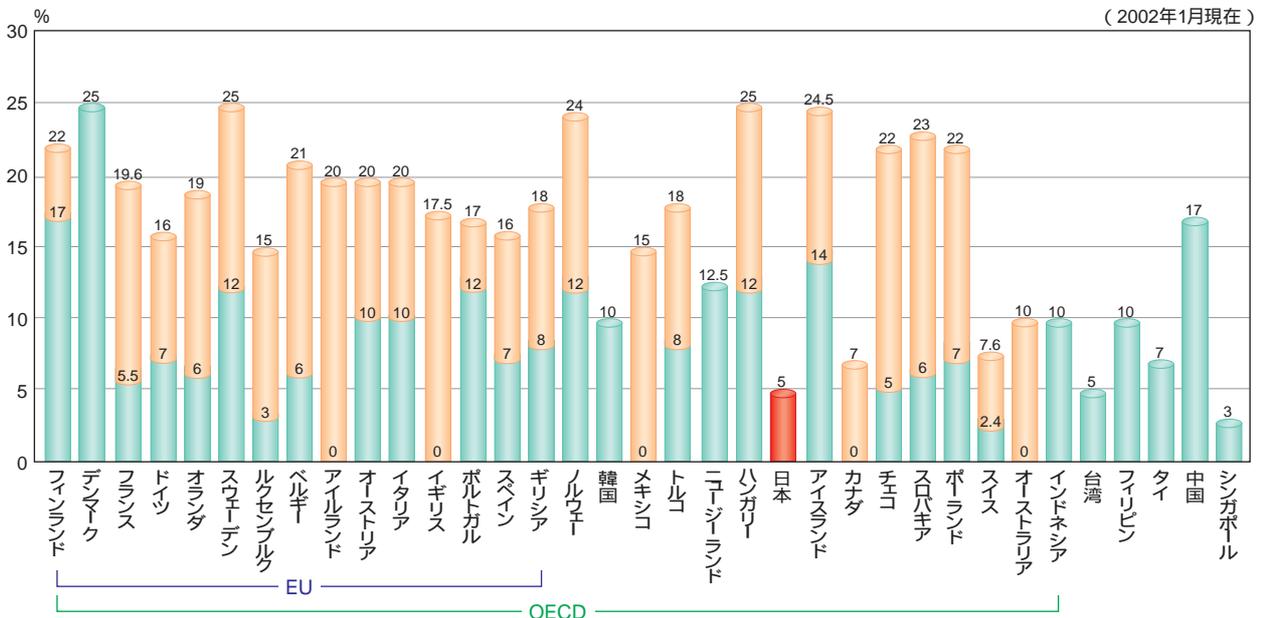
付加価値税率(標準税率)の国際比較 出所: 国税庁ホームページ



(備考)

- 1.日本の消費税率5%のうち1%は地方消費税(地方税)である。
- 2.カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税(付加価値税)の他に、州によって小売売上高税等を課しているところがある。(例:オンタリオ州)
- 3.アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課されている。(例:ニューヨーク市8.25%)
- 4.欧州理事会指令では、標準税率を15%以上とするよう定めているが、25%以下とするよう努めることについての合意が別途なされている。

食料品に対する付加価値税率(標準税率)の国際比較 出所: 国税庁ホームページ



(備考)

- 1.上グラフ中、青色部分が食料品に係る適用税率である。(したがって青色部分のみの国は、単一税率。)
- 2.食料品の範囲は各国ごとに異なる。未加工農産物など一部の食料品については、上記以外の軽減税率が適用されることがあり、また、高級な食料品については標準税率が適用される場合がある。
- 3.欧州理事会指令では、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は否定する考え方が採られている。

#### (4)その他

不動産取引諸税は将来的な全廃を視野に整理・合理化を進める。

固定資産税は、評価のあり方を見直し、負担の公平化と軽減を図る。

金融証券税制については、金融商品毎に違う課税の一本化、通算により、二元的所得課税を確立する。

金融所得に対する課税についての国際的な動向等を睨みながら、将来的には、総合所得課税を導入する。

その他、これまで我々が、経済活性化のため緊急に措置すべきとして提言してきた、エンジェル税制、NPO税制、住宅関連税制等の個別税制改革項目については、2004年度税制改正において措置されることを強く求める。

### 3. 改革の成果

以上の改革の実施により描ける、日本経済、財政・税制の姿について、以下に示す。

#### 【 財政 】

財政については、徹底した歳出構造改革により、2010年度にはプライマリーバランスの均衡が見込める。さらに、2030年代初頭には長期債務残高のGDP比も収束し、国家財政は本格的な再建期に入る。

#### 【 消費税 】

消費税については、現行の社会保障制度のまま、今後急激に増加する年金給付をすべて消費税で賄った場合、著しく高い税率になることについては、論を待たない。

我々の提言する公的年金制度改革により、2025年度時点の年金給付費用は現行予想の80兆円超から大幅に削減され、30兆円程度となるため、財源である消費税は12%相当となる一方、年金保険料がゼロとなる。また、地方行財政制度改革により、地方消費税率は現行の1%が5%となり、一般財源の4%と単純加算した場合、消費税率は20%を超える水準となる。

しかしながら、我々の提案する徹底した財政構造改革により、現行消費税の一般財源から年金目的税に捻出することで、消費税率を、最終的に(2020年度以降)20%未満(19%)に抑制することが可能となる。

#### 【 国民負担率及び世代間の受益と負担の格差 】

その結果、国民負担率をGDP比30%程度に保ったまま、持続可能な経済社会が実現できる。また、少子・高齢化の進展に伴い広がりつつある、世代間の受益と負担の格差についても、長期的な改善が期待できる。

改革における、消費税率引き上げのタイムスケジュール

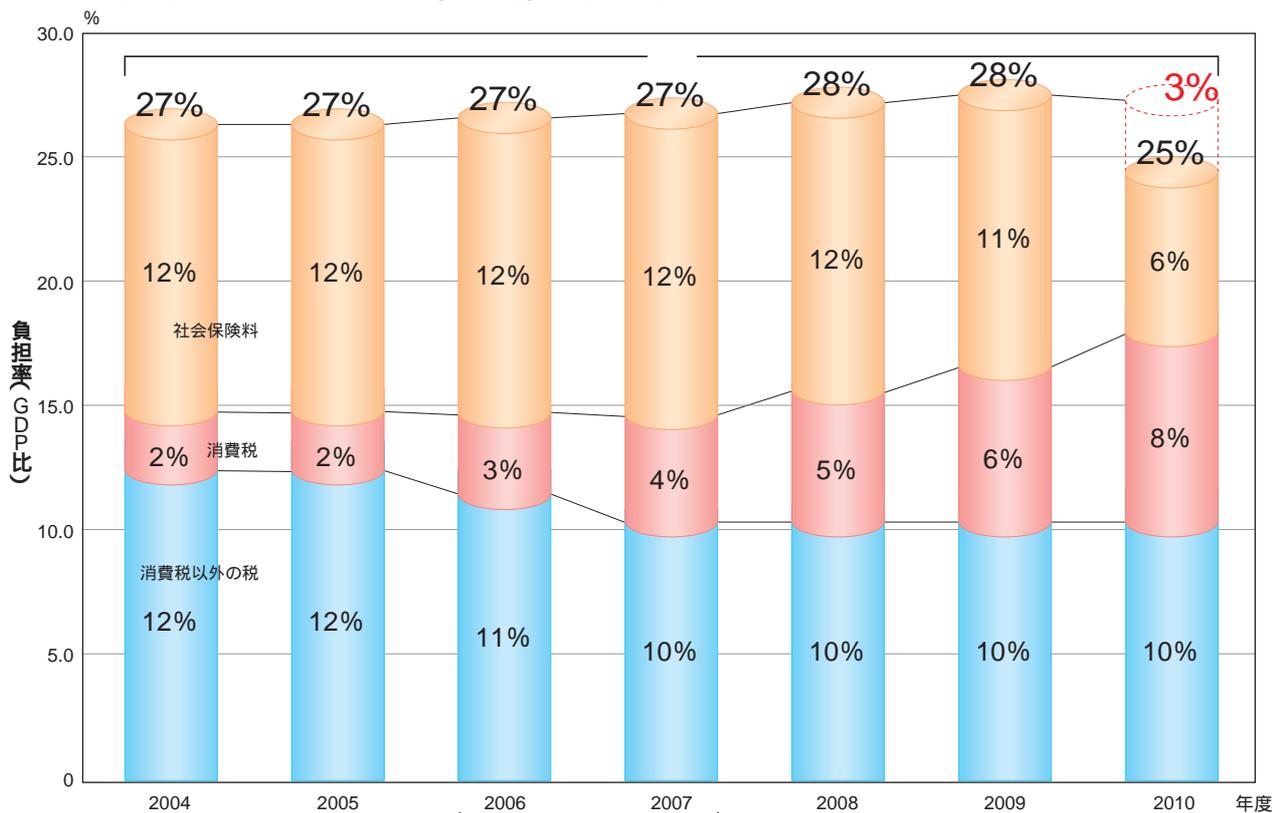
年度	2003	.....	2006	2007	2008	2009	2010	.....	2020迄に
一般財源	4%		4%	4%	4%	4%	2%		2%
地方への税源移譲	1%		3%	5%	5%	5%	5%		5%
年金制度改革					2%	4%	9%		12%
合計	5%		7%	9%	11%	13%	16%		19%

改革の成果の比較

	プライマリーバランス	長期債務残高	国民負担率	受益と負担の世代間格差
我々の提言する財政構造改革後の姿	2010年度に均衡	長期債務残高のGDP比は、2030年代初頭に収束、減少し始める	30%前後	長期的に改善の方向に向かう
財政構造改革を行わなかった場合	マイナス方向に発散(2025年度以降)	長期債務残高・GDP比ともに増大し続ける 財政破綻は免れない	30%台後半	格差が拡大し続ける

景気が順調に回復・成長軌道に乗り、長期金利がGDP成長率以上に上昇した場合、プライマリーバランスが黒字化しても、長期債務累増(GDP比)が止まらない。

財政構造改革に伴う国民負担率(GDP比)の内訳の推移



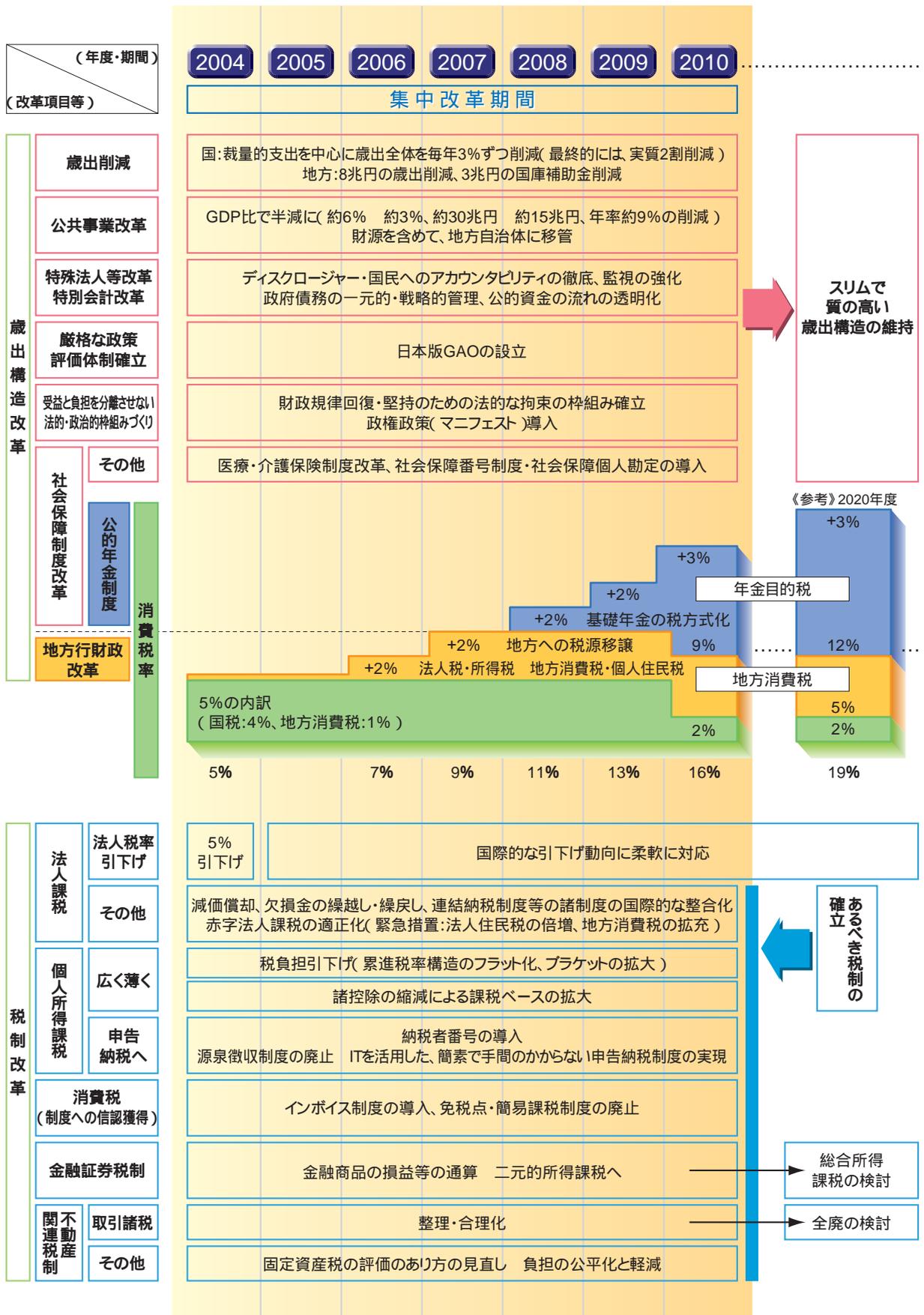
(注)  
各計数は内訳の段階で四捨五入。

2004年度以降の徹底した歳出削減により、プライマリーバランスを回復基調に乗せながら、国民負担率を20%台後半(GDP比)に抑えることが可能となる。2006、2007年度の地方行財政改革(地方への税源移譲)により、所得税等の負担が地方消費税4%相当の負担に置き換わる。2010年度の公的年金制度改革によって、年金保険料がゼロとなり、消費税9%相当に置き換わる。同時に、年金給付の大幅な削減により、消費税に置き換わった年金負担自体がGDP比 約3%と、大幅に軽減される。



消費税率は改革前の5%から、改革後の16%と大幅にアップするが、上記の各改革の過程において、負担の形態が所得税額及び年金保険料から消費税に置き換わるだけであり、国民の負担は大幅に軽減される。

# 我々が描く財政構造改革と日本の姿



(年度・期間)  
(改革項目等)

	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
	集中改革期間						
経済成長率	0%	0%	1%	1%	1%	1%	1%
長期金利	1.5%	1.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%
政府長期債務残高 (GDP比)	約730兆円 (約150%) 約740兆円 (約150%)	約780兆円 (約160%) 約780兆円 (約160%)	約820兆円 (約160%) 約840兆円 (約170%)	約860兆円 (約170%) 約890兆円 (約180%)	約900兆円 (約170%) 約940兆円 (約180%)	約930兆円 (約180%) 約1,000兆円 (約190%)	約950兆円 (約180%) 約1,050兆円 (約200%)
プライマリーバランス	約32兆円 約33兆円	約29兆円 約33兆円	約24兆円 約33兆円	約20兆円 約33兆円	約16兆円 約33兆円	約11兆円 約33兆円	+約1兆円 約33兆円
国民負担率 (GDP比)	約27% 約27%	約27% 約27%	約27% 約27%	約27% 約28%	約28% 約28%	約28% 約28%	約25%注) 約29%
消費税率(再掲)	5% 5%		7%	9%	11%	13%	16%
直間比率	8:2 8:2	8:2	7:3	7:3	6:4	6:4	6:4

指標の各項目下段は、財政構造改革をしなかった場合の姿。  
(注)2010年度は、年金制度改革により、当初の保険料負担見込約40兆円弱が、目的消費税20兆円余りに置き換わると同時に、大幅な負担削減となる。この影響により、国民負担率が前年度比 3%程度の大大幅減となる。

財政・税制改革による世代間の受益と負担の格差是正

【財政構造改革を実施した場合】

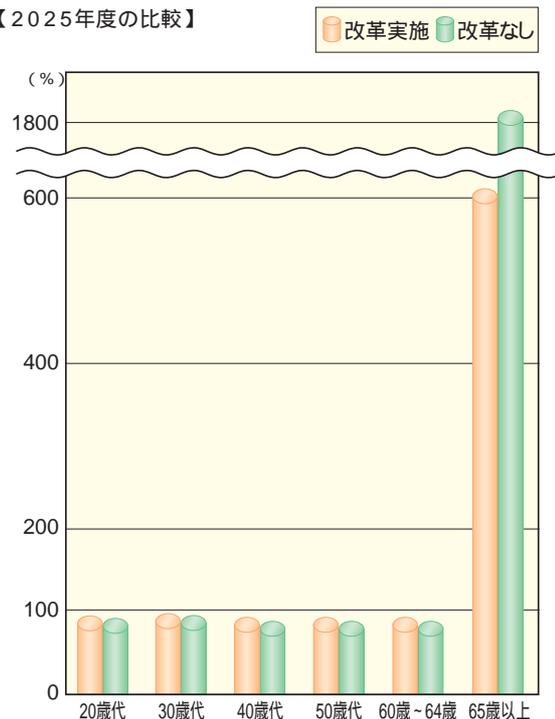
	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2025
20歳代	72%	70%	68%	67%	64%	61%	81%	82%
30歳代	77	76	74	72	68	65	87	87
40歳代	61	60	59	58	55	52	70	72
50歳代	61	60	59	58	55	52	70	72
60歳～64歳	109	99	99	89	87	76	71	74
65歳以上	1488	1483	1238	1061	928	825	615	604

【改革を実施しない場合】

	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2025
20歳代	73%	73%	73%	74%	74%	75%	75%	79%
30歳代	78	78	78	79	79	79	79	83
40歳代	62	62	62	63	63	64	64	68
50歳代	62	62	62	63	63	64	64	68
60歳～64歳	110	101	102	94	95	88	88	70
65歳以上	1503	1513	1529	1544	1558	1571	1581	1818

【凡例】受益＝負担：＝100% , 受益超過：> 100% , 負担超過：< 100%

【2025年度の比較】



## お わ り に

---

バブル経済が崩壊した90年代以降、抜本的な財政構造改革への取り組みが叫ばれて久しい。こうした中我々は、2010年度時点という中期的視点から、日本の行財政の望ましいあり方について検討を重ねてきた。消費税率をどれだけ引き上げるのか、公共事業削減をどの程度行うのか等個々の論点について、これが絶対正しいという見解があるわけではなく、また、我々の提言を唯一最善とするつもりもない。しかし、ひとつだけ確かなことは、現在の行財政の仕組みは全体の帳尻が合っておらず、必ずや破綻するということである。

社会保障の受益と負担を含めた国民負担と財政支出とを比べると、GDP比で見た負担率は、米国と同じく先進国中最低水準の30%程度であるにもかかわらず、支出は欧州主要国並みの40%近い水準となっている。受益(財政支出)と負担(税・社会保険料)とのあいだに、これだけ大きな乖離が存在する先進国は日本だけである。

高い貯蓄率がこの乖離を埋めているように見えるものの、それも限界に近づいている。最低限のセーフティネットを供給する以外、健康保険すら民間に任せる米国型の低負担・低サービスを是とするのか、ある程度充実した公的サービスに見合った相応の負担を甘受する欧州大国型の中負担・中サービスが良いのか、あるいは国民の強い連帯感を前提とした北欧諸国型の高負担・高サービスを求めるのか、選択肢は存在する。

我々は、現在の低負担を持続するため「小さな政府」を志向し、大幅な財政支出削減を求めているが、これは必ずしも米国型の低サービス社会に直結するわけではない。なぜなら、米国がその地位を保ち続けるために要する膨大な国防費、また、多様性を維持するために必要とする経費が、日本の場合は遥かに少なく済むからである。もし国民の多くがより高い水準の公的サービスを求めるのであれば、それはひとつの選択かもしれない。ただしその場合、応分の税と社会保険料を負担することを明確に認識した上で、合意が形成されなければならない。

どのような国家社会を望むかによって、財政構造の大枠も決まる。我々は明るい未来に期待を託して、あるべき日本の国家像、進むべき方向について直ちに決断し、それに相応しい社会システムを速やかに選択する必要がある。もはや、膨大な長期債務残高の根源である財政構造を放置したまま、選択を先送りする時間的な猶予はなくなっている。抜本的改革が一日遅れることは、さらに不幸な事態に一步近づくことである。